

平成29年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成29年6月16日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|--------------|
| No. 4 | 9番 | 秋山和男君 | (P 63～P 66) |
| No. 5 | 12番 | 後藤功君 | (P 67～P 84) |
| No. 6 | 11番 | 上田秀人君 | (P 85～P 105) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君 2番 高橋廣志君 3番 真船正康君
 4番 鈴木勝久君 5番 欠 員 6番 南館かつえ君
 7番 藤田節夫君 8番 金田裕二君 9番 秋山和男君
 10番 矢吹利夫君 11番 上田秀人君 12番 後藤 功君
 13番 佐藤富男君 14番 大石雪雄君 15番 真船正晃君
 16番 白岩征治君

・欠 員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。
平成29年第1回西郷村議会臨時会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。
それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。
質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。
なお、一般質問を始める前に、議長より申し上げます。質問並びに答弁につきましては、議会運営確認事項に基づき、質問と答弁に食い違いを生じぬようよく整理し、説明員は冗長で要領を得ないような答弁とならぬよう簡潔明瞭に努めていただきたいと思います。語尾をはっきりと言うようお願いいたします。

それでは、通告第4、9番秋山和男君の一般質問を許します。9番秋山和男君。

◇9番 秋山和男君

1. 体育振興について

○9番（秋山和男君） 9番。通告に従いまして一般質問をいたします。

体育振興についてお伺いいたします。

1点目ですが、多目的運動広場の今後のあり方について。2点目として、米児童館の建設についてであります。1点目、2点目は関連性がありますので、答弁のほうよろしくお伺いいたします。

私は、平成28年第1回定例会において、折口原グラウンドの使用状況と折口原グラウンドの多目的運動広場への移動について、一般質問をいたしました。その際、周辺の住民の方に迷惑がかかっていることから、一日も早い移動をお願いしたところでございます。この件につきましては、後に地元議員も質問をしております。

そこで、まず、現在の折口原グラウンドと多目的運動広場の利用状況及び周辺住民からどのような要望が上げられているのか、そしてどのような対応をしてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 9番秋山和男議員の一般質問にお答えします。

まず、折口原グラウンド及び多目的運動広場の利用状況についてですが、平成28年度実績で、折口原グラウンドは主な利用団体、ソフトボール協会、スポーツ少年団などで、利用件数は94件、利用者数は3,022人となっております。多目的

運動広場は、主な利用団体が中学校のサッカー部、スポーツ少年団などで、利用件数は103件、利用者数が7,025人となっております。

次に、折口原グラウンドへの要望ですが、ソフト球場については、場外へのボール飛び出し、それから騒音などについてがありました。また、テニスコートについては、砂ぼこりについての対応が、周辺住民より寄せられております。その要望についての対応ですが、まず場外へボールが飛び出すことについては、防球ネットを設置し、騒音のことにしましては、利用団体へ騒音について指導といいますか、お願いをしております。砂ぼこりについては、テニスコートフェンスへの目の細かい防風ネットを設置したところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 再質問をいたします。

要望について対応していただいたことに感謝いたします。

そこで、再質問をいたします。

私は、平成26年第3回定例会において一般質問をした際に、前教育長がこの件に関して熱く語られており、ナイター設置をすると同時に、人工芝を設置し、親子でサッカーを楽しんだり、グラウンドゴルフ、パークゴルフなどが楽しめる施設にしたいとおっしゃっておりました。また、進入道路について、ゴルフ場側からもアクセスができるように整備していきたいとおっしゃっておりました。

そこで、現在の多目的運動広場の整備状況がどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

多目的運動広場の整備状況についてですが、平成26年第3回定例会及び平成28年第1回定例会で秋山和男議員よりご質問があり、その際、中長期的には総合運動公園の整備を検討していくとともに、短期的には周辺環境の変化による折口原グラウンド問題等を解決するために、多目的広場の活用を検討していくということでお答えをしていると、私も議事録などを勉強させていただきました。

今後ですが、時間、それから予算との関係で、早急に対応することが難しい状況ではありますが、いろいろな状況を勘案して、国や県、その他補助金等の財源を確保することに関して検討したり、資料を整備し、多目的運動広場が村民の皆様により一層活用してもらえるように整備を進めていきたいと考えておるところですので、よろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） この件に関しては、なるべく早く前に進んでいてもらいたいと思います。

それでは、2点目、米児童クラブの建設についてお伺いいたします。

平成29年度当初予算において米児童クラブ室の整備が計上され、今年度中に建設

を行い、平成30年度4月に開所するというお話を聞いておりましたが、説明によると、多目的グラウンドの敷地内の一角に建設を予定しているとお聞きしました。多目的運動広場には、過去に何度か議会の場において、総合的に整備を行い、スポーツ振興の拠点として利活用していくとお話をお伺いしております。しかしながら、グラウンド内に児童クラブを建設することになれば、多目的運動広場の利便性が損なわれると考えますが、なぜグラウンド内なのか、今の場所ではなぜだめなのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 米児童クラブ建設についてのおたしでございしますが、まず米クラブ、これまで、旧みずほ保育園の園舎ということでちょっと遠いところであって、今回、3・11の被害を受けているところでございます。旧みずほ保育園の園舎自体がひとつ老朽化している、あるいは現在の小学校から離れている、あるいは数が増えてきているということで、あるいは保護者の方々の要望もあります。

私は、今後とも人材育成、それから子ども育成、それから子育ての段階の中として、やはり児童クラブ、児童館、この整備を急ぎたいと思っております。小田倉も増加しましたので、やってまいりました。今の要望を踏まえまして、小学校に隣接する今の場所というふうになってきたわけでございます。

これまで、学校との協議、あるいはいろんな関係団体ですね。さらには、先日、委員会等でもいろいろ現場をごらんいて、いろいろ検討すべき点などもご指導いただいたというふうに聞いておりますので、よく検討して、速やかに実施に移したいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 再質問いたします。

グラウンドを利用する人にも便利な施設ということでございますが、今回建設する米児童クラブ室は、どのような仕様で建設し、どのように運営していくのか、お伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 現在、設計に入っておりますので、やはり場所柄、今のご指摘の部分もあります。多目的の利用状況、それからいろんなスポーツのあり方、7,000人お使いになっているということありますので、そういった方々の利便、雨宿りができるとか、あるいはトイレの問題とか、そういう使い勝手のいいといいますか、なるべくそういったことを取り入れてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 最後でございますが、村民プールの整備については、利用者の方から、すばらしい施設ができた、本当によかったという声をお聞きしております。多目的運動広場についても、村民の方からこのような声が届くような施設になるようお願いし、現在の折口原グラウンド周辺の方々の意見を十分に尊重し、なるべく早く

多目的運動広場に移動をお願いし、また、ソフトボールのメイン球場については、バックネットをつくるに当たっては、東北東を理想になるようにつくっていただくことをお願いし、私の一般質問といたします。ありがとうございました。意見はいいです。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇ 12番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について
2. 犬猫、ペットのふん害について

○ 12番（後藤 功君） 12番。一般質問します。

議長にちょっとあれなんです、私いつも感じるんだけれども、ネットのカメラね、毎回毎回はげが目立っちゃって、あまり真上から映さないように、いや、本当、近ごろはげばかり目立って、何だか。これ余談ですが、そういうことです。ぜひ検討していただきたいと、こういうことでございます。

本題に戻りますが、私はいつもね、村長の政治姿勢ということで質問をしているわけでありまして。

その前に、国会では、共謀罪が成立したと。やり方が非常に姑息というか、強行採決だと。我々も、国民にとっては、法律の実際の中身が、まだそういうはっきり理解できない、定かでないという段階において、与党自民党・公明党が、それから維新が、こういったことで強行に踏み切ったということは、本当に遺憾なわけでありまして。そのことをもって、それから今、加計学園とか、いろんな安倍総理に対する国民の不信が高まっていたと。そういういろんな思惑から、こういう今回の強行採決に踏み切ったんじゃないかということが新聞、テレビ等で報じられております。私も、そういうことは相当あれがあるんだろうなど。そういうことがね、現実問題としてあるわけです。そういうことが、我々国民に政治不信ということを増長していると。

我々は、やはり真っ当な生き方をして、法のもとで遵守していれば、何ら人生の生き方においてどうのこうのということはないと信じていたわけですが、しかしながら、権力者がいかがわしい、これは法に触れるんじゃないか、いろいろそういう何か、権力者が法も乗り越えて、これは許されるんだと、そういうことになってくると、我々国民はどこに、何を求めたらいいのかと、法律さえも我々は疑わしいんだと、こういうことが今起きているわけです。

そういった意味で、私は非常に今の日本の政治体制、いろいろ全般にわたって非常に不信の度が増しています。西郷村政においても、安倍総理が1強体制だと、従来であれば、中選挙区制の時代であつたらですよ、自民党内においていろいろ派閥があつて、それでいろんな考え方の集団をつくって、それで牽制者と。時の総理がおかしいんじゃないかと、これはやはり変えてもらわなきゃならないということにおいて、もう一方の派閥の集団が総理やめろと、そうい1つの切磋琢磨というか、非常に風通しのよい政治状況がありました。

しかし、今はどうですか。小選挙区制ということになって、自民党300人からの与党議員、所属するね。安倍総理がそういう強行にいろんな、自衛隊、改憲、いろんなことをやっても、何ら、真っ向からですね、これはとんでもない話だ、総理やめろとか、いろんなそういうことが全く出てこないんですね。私、非常にそれは危険視しています。これは、本当に戦前の、要するに軍部が暴走して、大政翼賛体制で第二次世界大戦いったと。これはまだ日本も、そういうことはこの民主主義の世界において

あり得ないと思ったんですが、いや、なかなかこうなってくると、またそういう世の中に戻ってくるんじゃないかと、非常に憂えるわけです。

先ごろ、私どもは、西郷村が4区に編入されると、これも人口の、会津4区が足りないから、1票の格差を是正するためという理屈ですね、突如編入された。議会として、これは県はじめ国に赴いて、どういうことなんだと、抗議の意味を込めて行動してまいりましたが、しかしながら、これはもう認められなかったと。そういうことも、非常に我々の民意というか、そういうことが全く権力側にとっては有無を言わず、合憲的なやり方でなされてしまったと、非常に憂えることだと思います。

それで、国もそう、あるいは我々西郷村においても、やはり昨今、非常に村長の権力基盤というのが本当に固まっちゃって、それによってこの議会も活性化しているのかと。しかし、あんまり今度は、事の是非はともかくですよ、活発な論議が交わされるのかと。やはり、これは執行部側にね、もともと議会というのは、我々は立ち位置としては執行部を牽制して——牽制というか、チェックする必要がある。私はそれはね、そういう職責にのっとってやっているわけですが、しかしながら、履き違える人もいると、これ西郷村議会だけじゃないですよ。国会からいろんな地方自治体、みんな今、与党だと、一体どうなんだということなんです。

これはもう全然瑕疵のない政治を行っているなら、それはいざ知らずですよ。しかし、必ず、人間全知全能ではありませんから、いろんなあれがあるわけですよ。そのことによって、我々がこれはおかしいとか、こういうふうにやったらまたより合理的なんじゃないか、そういうことを私は素直に受け取って今日まで来ているわけですが。しかし、近ごろ、いろんなところで執行者側に寄り添ったようなそういう、いいことならいいんですが、しかし、あまりそういう何か理解を示し過ぎて、あるべきチェック姿勢がどうなっているのか、これも非常に問題であると。長くなりましたが、私はそういうふうに思っております。

それで、村長の政治姿勢ということで、今回の6月議会に提出された議案を見ると、どういう事業をやるのかとか、具体的なそういうあれが、簡単に言えば、どういう仕事を計画しているのか、実際こういう議案として出したいんだとか、そういうのが全然見えないんです。人事案件とかそういう、国からの一つの流れで、そういう議案が多いと。この点について、私はもう少し村長の仕事をどういうふうにね、言うなれば、村を発展させるために、その手だてとしてどういう予算を、これ当初予算で明らかなんです、それにしてもですよ。補正をとって今回、当初予算では計画してなかったけれども、こういうことをやるんだとか、そういうことが比較的に見えてこないんです。この辺をどういうふうに考えているのか。

村長も4期になるんですが、もうね、人間、永遠に生きられるわけでもない。また、村長職でも死ぬまでやるということも考えられない、必ず区切りがあるわけですよ。せっかくそういう任をいただいて、皆さんに信任されて職に当たっているんだから、少なくともその期間中に、村長の仕事としてどういうふうに、私もう一度検証したいんです。考えていること、それをまず伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君の答弁を許します。

○村長（佐藤正博君） 12番後藤議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、姿勢、やるべき方向、そういったことが国会を通じての審議を通じて示されました。まことに同感であります。中間報告から採決といったものが、いかなる意味を持つのかということも考えますと、やはり本当に中身がそのとおりであってほしいと、こう願うばかりでございます。

そういう国政、あるいは世界の情勢にあって、今、総括してみたいというお話で、まことにありがたいことでもあります。本当に4年に一度の選択が村民の手に委ねられて、そしてその後については、その負託に十分応えていけるのかということのみにいそしんでいるということでもあります。やはりそのためには、何を目標として来ているのかということをおっしゃるといってございまして、少し長くなりますが、お話をさせていただきたいと思っております。

熱意、意欲はどうかということだろうと思っておりますが、熱意は引き続き持っているということをお答えしておきたいと思っております。目新しいものはどうかと、いろいろ出てきております。総合計画の切り替え時期、あるいは防災拠点のこと等がありますが、まず一番、今考えておりますのは、3・11とこれから原発の問題、それから風評の問題であります。この問題を、今日も新聞の折り込み、県の方針いろいろ書いてあります。

やっぱり、早く終息させていきたいという一念を持って今やっているわけなんです。ゾーニング的にはやっぱり浜通りは大変ですね。それを含めたこの福島県内59市町村どう連携していくのか、どう助け合っていくのかということも含めた中に今あるわけでありまして、我が西郷においては、100%宅地については終わったわけでありまして、引き続き風評対策、そういったものについてもちゃんとしておきたいと思っております。

それから、大きな流れとしてどうかと。私は、活力と笑顔ということを選挙のスローガンにしてまいりました。その結果どうか、一番わかりやすくなったのかということになりますと、今2017年ですから、2015年、5年前の国勢調査ですね。今、一番新しい国勢調査は終わったばかりで、速報値は出てきませんが、平成22年の国勢調査において、西郷村は昼夜人口比率が1を超えたわけでありまして。人口も増えていると同時に、西郷村に昼間、仕事その他で来る人が増えている。これは、都市型に変換してきたというわけでありまして。

福島・郡山・新白河駅、3つのうちの一つを擁するといった意味において、どういふことなのかというふうになりますと、都市機能といいますか、対外的なグリッドの中に入ってきている——中に入ったというか、やっぱり拠点になりつつあるということが、具体的に国勢調査で明らかになってきたと、これは本当に望ましいというふうには思っているところでございます。

財政的にどうかというお話も、行政改革その他で、議員からずっと指摘をされてまいりました。もちろん、経常収支比率は上がっていく、基金の問題、あるいは財

政力指数等があつて、法人税等については乱高下はしておりますが、私は上り基調に今後またなっていくだろうという考えを持っております。なぜかということが、いろいろ議員ご存じのように、日経新聞に書いてありますですね。そういう中にある企業が我が西郷にあるわけでありまして、その社長さん方とお話ししても、好意的なお話ばかりでございます。そういう中にあると。

そういった中において、我が西郷村はどのような方向でいくんだらうと。一番は、ピンピンキラリの話でも申し上げましたように、村政の要諦と私の方向は、西郷村民の人生の幸福度を上げていく、このようなことだというふうに思っております。

それで、幸福とは何ぞやというふうに考えていきますと、やはり一番は健康と安全であります。病気になって知る、あるいは体がだんだん思うように動かなくなってくるというふうになりますと、若い時代のいいことをいっぱい思い出してきます。よって、やっぱり健康長寿といったことが、人生の個別的な考えからいうと、そういうことが出てくるだろうと。同時に、生きがいと経済力と子ども・子育て、人材育成教育、こういったものが次に絡んでくるというふうに思っております。

それから、前にも申し上げましたが、地方創生の会議の中で、福島大学副学長の清水修二教授は申されました。「西郷は、ずっとあっちこっちを全部検証してみても、やっぱりある程度まではいつている。よって、何をテーマにすべきか、コミュニティー論ではないか」、この前も申し上げましたが、そう申されたわけであります。

コミュニティーというのは、あそこにはらんでいる問題は、やはり近隣、あるいは知っている人ということをやっと敷衍していきますと、これは地域の成り立ち、相互扶助、助け合い、弱者救済といったことに帰結するだろうというふうに思っているところでございます。

そうしますと、こういったことのほかに、次に利便性をさらに上げていくこと。それから、我がふるさと、誇るべきところがいっぱいありますので、甲子をはじめとする楽翁溪とか、あるいは伝統文化、そういったものをやっぱり保持・発展させていくということが当然必要になってまいります。

そういった人生の幸福度を上げていくという周辺状況を見渡して、では、何をトップランキングというふうにしていくのかというふうに考えていきますと、やはり今から出ております少子高齢化、メガトレンドですね、避けて通れない。昨日から出ております地球温暖化、防災、あるいはエネルギー等の問題、地球はマグマの上に立っております。さらには、そういったことがあつて、防災といったものもやっぱり、ゲリラ豪雨が出てきますので、そういったこと。それから、少子高齢化の問題、お話のとおりであります。

ということになってきますと、やはり人材育成、子育て、教育、そしてこれから予測されていく公共料金、あるいはいろんな負担をどう軽減していくのかとか、そういったこともテーマになってまいります。

さらに、ピンピンキラリとかそういったこともあつて、やはり強靱な体をつくって、そして村を支え、発展させていくという方向で持っていくべきでないかということ

いつも考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 皆さん、わかりましたか。村長なり、表現の仕方とか、それはいろいろあると思うんですが、一口に言って、私ちょっと厳しい採点をつければ、何ら持っているものは何もないんじゃないかと。

今、みずほフィナンシャルグループの社長であられる佐藤康博社長がこんなことを言っているんです。ある雑誌に書いてあったんですが、「これからの不透明で変化の激しい時代にあっては、組織のリーダーになっていくには、まず胆力、それから構想力、企画力、そして人間力といったものが総合的にないと通用しません」と、まさに私もこれ至言だと思います。

そういった観点からいうと、ただ絵そらごとみたく、何ら具体性のない、そういうことで果たして村を経営するのか、あるいは企業を経営していけるのかと、甚だ私は心もとないと思うんです。やはり、具体性を、私は何をやるんだと、具体的にね。だから、多面的にあれもこれもというのは、私は求めません。1つ、これだけは私は何が何でもとにかくやるんだと、そういう姿を私は見せてほしいということなんです。

先ほど村長もいろいろ、西郷村はいろいろな面で恵まれているんだと。ある人に言わせれば、及第点であると、そういう評価も確かにあるでしょう。しかし、単に財政力がすばらしいとか、無借金経営だとか、それから基金がいっぱいあるとか、これはこれでね、悪いことではないですけれども、しかし、何もやらなきゃ、それは基金だって積み上がっていくと。要するに、企業でいえば、横文字でいえばキャッシュフローが潤沢かどうかと。それが、いわば西郷村では、いわゆるキャッシュフローというのがあるわけです。私は、それを生かしてないんじゃないのということです。せっかくそういうね、ほかの町村、あるいはもうあっぷあっぷするような自治体では、事業をやりたくてもやれないんです。しかし、西郷村は潤沢にそういうことがあると、それを原資にしたら、そしてなおかつ補助金に絡めていったら、いろいろな事業ができるでしょうということです。その具体的な足跡が何ら見えないから、こういう、私、今日のテーマで取り上げたんです。もったいないことだ、皆さんそう言います。

西郷村は、確かに地政学的には非常にすばらしいと、いや、こんな村に住んでみたいとか、意欲あるそういうリーダーなら、西郷の村長やってみたいなど。私も以前、村長やってみたいなどと挑戦したけれども、あえなく志は遂げられなかったけれども、しかし、本当そうなんです。だから、私は、誰がなろうが、そういうことについて仕事をやれば、それは評価するんです。人間の好き嫌いで、あれはだめだとか、決してそういうことじゃないんです。

だから、そういう点をね。じゃ、誰もそういう指摘しなかったら、村長は自己満足で、いや、誰も、適当でいいというのだからいいだろうと。それを叱咤してやるのが我々の役目である。同時に、先ほど冒頭で申し上げたように、暴走したら、踏み外したら、それを指摘してチェックしていくんだと、両面持っているわけです。それを私は言いたい。

そして、具体的に、キャッシュフローがあるんだと。先ほども補助金に絡めて、いろんなできるだろうと、そういうことをなぜやらないんだと。役場職員だって、200名、これいろんな囑託、大変でしょう。これ、今月この6月議会に出された議案、何にもないと、何を仕事やるんですか。これはある面、悪くとれば、楽でしょうがないよな、職員。本当、仕事させなきゃだめです。ただありきたりなことで、今までどおりのそれだけで、どうしようもないでしょう。

住民の人はみんな、高い、高い言っているでしょう、住民税が。今月、村県民税来ましたね。本当、毎回毎回「いやあ」と。税金を納めておる身になったら、何かやってもらわないと困りますね。現状維持で、日本人というか、西郷村でもそうなんだけれども、あんまり文句言わないと。為政者、村長なりは本当にね、大した文句も言わない、だからいいんだとね。誰かに、あの村長、何か愛想がいいねなんて言うと、それで評価されちゃうんです。

まあ、これ脱線するけれども、文句言っているのが、例えば議会で、村長、年中文句言っているけれども、あの人は、もませているんだなんてね、議会もませるとんでもない人になってなっているんだよ。これも非常に私、ある意味では問題だと。それは勝手なんだけれども、しかし、事の本質は、やっぱり村長、執行者は執行部者なりの仕事をきちっと、ある意味では自己犠牲も省みずやるぐらいの、そういうのが欲しいなと思うんです。議員だけがどうのこうのじゃないんですけれども、しかし、その辺がね、もう少し具体的に、今お持ちでないと言われればそれは終わっちゃうけれども。

だから、結局、人間、過去には戻れませんから、いやあ、そうしておけば、よかった去年のことね、まんじゅう食えばよかったなんていったって、とっくに腐ってなくなっているし、だから、過去には戻れないけれども、未来は今の決断でできるわけでしょう。ただいま、誰か偉い人の人生、これ日々是好日ってね。だから、ただいまのそういう心がけね。いや、過去は私問いません。ああだのこうだの、あなた4期目やって、1期目何やったなんて、今ごろ言ったって始まらないから。しかし、あと任期残り、少なくともあるわけですから、また村民に、まだやりたいんだと、そういうのもあるかもしれないけれども、その辺、過去のことは問いませんが、しかし、未来のことは今の決断でできるわけです。その辺、もう少し具体的に、いろいろお考えがあったらお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 大激励を受けて、まことにありがとうございます。一生懸命やるということ、もう少し今の言葉で拍車がかかるだろうというふうに思っているところでございます。

それはそれで、本当にそのとおりだと思っておりますので、一生懸命やりますが、私の考えはやはり、今、キャッシュフローの話し出しましたね。キャッシュフローは、黒字倒産のことを言っているわけです。なぜなのかというと、やはり財政は、1つは安定と、もう一つは投資だと。投資は、リターンがあるということにしてやっていく

わけです。

それで、これを、いまだに夕張とか財政の難しいところを見ますと、要するに右肩上がりだろうという前提条件がかたく見て、それで財政的にはリカバリーされると。要するに、昭和40年代、50年代、そのピークは60年代の前半で終わったわけですが、あの部分が今後どうなるかということをつも頭に置いているわけでありす。

昭和52年に安定経済だと言われて、そしてバブルになって、あのときに我々の先輩方は、やっぱり考え間違ったといってバブルに突っ走ったわけでありす。その後、リーマンがあつて、既に失われた20年になりましたすよね。

今後を考えたときに、あのころは、まさか人口が減るとは誰も思っていなかつたし、あるいは世界に、やっぱり秩序が変わつて冷戦がなくなる、あるいはEUができることといったことはわからなかつた。それで、今後どうなのかということ、言われたように、エネルギー問題と少子高齢化があつて、高齢化、今、GDP比率からいうと、子ども対老人に対する支出は10対1だと、教育のほうをもっと上げてもらいたいという議論が実はあつたわけでありす。

ただ、これであつても、今後の2025年問題を含めると、やっぱり高齢者に対する支出が増えていくのは当然でありす。要するに、実数が増えるわけでありす。それを質的に下げていくのはどうなのかとなると、今言つたとおりピンピンキラリしか、前を見てもしようがない、今後はどうするんだということはどうするかというふうになりますと、やっぱりピンピンキラリ、本気を出してやらないとだめすよね。

こういったことを踏まえて、1つは、これから増えるであろう扶助費についての備えをしていくということが大前提です。その内側にあつて、リターンを求めていく投資をその中においてやっていくというバランスにおいて、今の経常収支比率、その他の指数はあまり変えたくないということをやっています。

そうはいつても、では、ピンピンキラリ何やるのかという話が出てまいりまして、やはりこれは全庁挙げて、あるいは村民を挙げてやっていこうと。1つは、福島県立医科大学の前の副学長がおいでになつて、ピンピンキラリ、福島県でもやるのはどうだということ、西郷と須賀川で先頭切つてくれないかと、やろうということ、福島県の保健福祉部は乗つたわけでありす。

これをどうしていくのかというふうになりますと、まず最初は、医療からいこうと。ということで、厚生病院と、それから今の目指すべき総合、いわゆるイギリス型のかかりつけ医者による健康管理をやっていこうと。ということで「からだの学校」、今、だんだんお願いしてやっているわけでありす。

健康からいつた場合は、食ももちろん、それから運動も、それから笑いと生きがい論と、こういうふうを考えてくるわけでありす。よつて、直売所もそうですし、あるいはひきこもりはだめだと、それからウォーキング道を絡めて、いろいろありす。あるいは今、干し柿づくりはどうかということ、提唱しようかなと思つているわけでありす。やはり、平安時代から出てくる問題があつて、村にはいろいろ先駆者がお

ります。さらには、市田柿、15個で4,000円もして売っているところがありますよね。そういったことを含めたことが当面、迫り来る高齢化社会に対する備えといえますか、断片的に言うと、さっき言った中の一つではありますが、そういったことを考えているところがございます。

具体的にわかるようにというのも、やはり村民皆様がそのとおりだと、そうやろうじゃないかと。昨日、直売所の73人しかいないものを、どうやって300人に近づけるんだということもありますので、そういったことを含めて、やはり人が外に出る、寝たきりにならない、足腰を、大腰筋を強める、プールもそうですし、いろいろなことをやっていくということを絡めていった結果において、介護保険料が下げられるのか、あるいは医療費が下げられるのか。どうにもならなくて医者に行って、金を払うよりは、なるべく笑顔をもってつき合える場所、あるいはコミュニティー、そういったものを構築していったほうが、より人生にとってはいいのじゃないかというふうに思っている次第でございますので、一端を申し上げればそういうことでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ピンピンキラリも、確かにいいでしょう。そのピンピンキラリにしても、ただ抽象的な、運動をやればいいんだとかね。じゃ、よその自治体はどう取り組んでいるんだと。長野県の長生きの村ということで、高山村というところだと思います。それは、ほとんど家庭菜園で野菜をばんばんつくって、大量に食している。その結果、今、村長言われたようにぴんぴん、本当の高齢者が、もう80歳過ぎてもぴんぴんだと。そういうね、ただ抽象的な、かかりつけ医を持ったほうがいい、それもそうでしょう。

しかし、行政がやることは、医者にはなれませんから、具合悪いときは医者へかかれというのは当たり前、でも、これまたそれるかもしれないけど。じゃ、医者は何考えているんだと。本当に住民のために、あんたら長生きさせてやると。ところが、実態は、あれ飲め、これ飲め、薬あるのか、かごにしよわせるほど年寄りによこしていると。私は、医者、別に何にもあれもないけれども、しかし、実態は薬漬けにさせて、それはどうなんだということ、医者の懐が増えるためにやっているんです。

行政は、村長は医者じゃねえから、別にね、薬飲めなんていったって、もうからないんですよ。医療費を減らす、国保をあんまり赤字にしない。ひいては、健康な年寄りがいっぱいだと、経済も助かる、子どもらも親の面倒を見る必要ない、社会的にどんどん第一線で稼げる、全部循環するといい方向が出てくる。ところが、医者はそういうことを考えないで、薬を出すだけなのね。肩凝った、じゃ湿布どさっ、風邪引いた、ほら持っていけ、こんなことが、これは経済的に成り立つわけないんです、社会全般の。我々のほうが医者より、世の中のことを考えていますよ。全般としては言えませんが、そういう観点からいえばね。じゃ、行政は何をやるんだと、具体的にね。私大ざっぱですが、どんどん野菜を食べなさいと、つくりなさいと、それだけでも違うでしょう。

村長も前に、別な用事で、我々と長野県の佐久市へ行きました、例の視察でね。あ

そこの市長さんもなかなかあのとき若かったけれども、私も一言ご挨拶聞いて、この人なかなかすばらしいあれだなと思っておりまして、今もやっつけていらっやいますね。その人も、いろんなそういうことで取り組んでいると。もともと佐久市というのは、すばらしい先生がいて、佐久総合病院という、あれを土台にして、日本に集団健診を広めて、そして今日のそういう健診を受けることによって、がんとかいろんな成人病を予防していると、そういう土地柄なんですよ、長野県。

私は、行政も、ただ運動ちょこっとやって、みんなヨガをやったら、それはそれでいいんですけども、行政でしかやれないような、そういう目標というものをやはりきちっと提示して、こういう運動を広めようとか、村のこれは方針だと、徹底してやったらいいと思うんです。ピンピンキラリというのは私もいいことだと思います。私は、これだけにとどまらないということです。

先ほど、戻りますが、企業、どういうふうに、人口減少社会、西郷も行く行くは減少社会になっていくと。社会の経済のパイ、そういうものは必然的に縮小経済ですか。相矛盾するかもわからないけれども、私は成長しなきゃだめだと思うんです。片一方で言って、でも、現実には低成長、そういう人口減少によって経済のパイが、縮小経済になると、そのことにもやはり備えなきゃならないんですね。

どういうことかという、やはりそれは現役の働き手が減っていくわけです。税負担も当然、負担する人が減る。ところが、使う人ばかりだと、そういった場合、どういうふうな村政のかじ取りをやるんだと。これは、やはり固定費を減らして、例えば人件費であろうが、いろんな物件・物品とか、いろんな無駄があると思うんです。一律にどこがどうとは言いませんが、それなりに意義はあるはずですから。

しかしながら、運営する人はいろんな面で考えなきゃならないと思うんですよ。そして、より効率的なところに投資をしていく。いろんな話しておりますが、先ほど私はキャッシュフローだと言った。じゃ、無借金経営が、企業的に言えばこれが褒められるのかと。でも、それは決して褒められるものではないんですね。やはり、将来に向かって投資をしていくんだと、次の飯の種をとにかくまいていこうと。今の現状が業績がいいからといって、何にも手だてをしないと、たちまち落っこちまうと、国際競争力がぐんと落ちると、これがもう企業の常です。これは、自治体経営だって同じですよ。

世の中は、もうスピードが速くて、どんどんどんどん変化していますね。これ社会を見れば、産業界、電気自動車に今まで、いやいやと思ったら、さにあらない。今、どうですか、空飛ぶ自動車だと。ドローンでどうのこうの、ドローン以上に、今度は空飛ぶ自動車というのがもう現実に研究して、実用化される。そういうスピードに我々についていかなきゃならないと。

だから、自治体経営を旧態依然たる、そういう古い殻のままで考えて経営していったら、とてもじゃないが、もうやっていけないでしょう。そういう、私は非常にある意味危機感を持っているんです。ぜひ、執行者、特に村長は、我々がどうのこうのって、執行権がないですからできないんですから、その辺をもっといろんな研究、ある

いは助言いただいたりね。ピンピンキラリしか今聞かないんだけど、産業政策として、いろんな今私が言ったような、そういう大きなトレンドの中ですよ、どういうふうにもう一回位置づけるのかと。このまま西郷村が沈まないで、営々と未来永劫向上するにはどういうふうにやっていけばいいかと、それを、あったら聞かせてください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 財務体質の話のキャッシュフローがあつてということで、投資をしなければ持続はできまいと、そのとおりだと思います。

1つは、やはり投資、教育投資、人材育成、これが誰しもが認めている一番トップです。2番目は、ピンピンキラリも投資だと思っております。

産業論ですが、言われたとおりです。これからの日本の産業構造は、やはりロボットがプライマリーな労働にとってかわる。よって、日本人はより高度な、今、代表されるようにロボットとか、あるいはI o Tとか、そういったほうに特化していきたくらうと、ある面ではですね、そう簡単ではないですが。そのためということで今、研究所R&Dの部分に本当に投下が増えているというところであります。

1つは、新聞にも書いてありますように、信越は無借金経営で、今年、新年会で会長が申されました。毎年、1,000億円ずつ投下させてもらいたいということをおっしゃられました。何をやるのか、やっぱり世界の最先端技術で、それのできる限りパテントは公開しないとといったようなことが、いわばこの西郷における大企業さんは、ほかにもあるわけですが、そういったところを狙っているわけでありまして。まことに心強い。そうしますと、それを動かす人材が当面必要になるわけでありまして。

今、町村会でもやっぱり、矢吹の経営大学校をもう少し大学化しようとか、あるいは実業の機械、あるいは先端の部分のそういった部分をもうちょっと上げてもらいたい、さらにはもっと教育力を上げると、そういったことを目指していくという方向になりますので、やはりそうはいっても、最先端を引っ張るもの、あるいは商業、サービス業と第1次産業、食に関するもの、これは絶対欠かせませんので、そういったバランスの中に立つ中においても、今言われた最先端ですね、世界をリードできるものに対するバックアップといえますか、いろんな協力、そういったものは一生懸命やっていきたいというふうに思っているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長の答弁、今まで聞いていて、何だか、要するに構想のね、ビジョンというか、ないんじゃないかと、私聞いていてですよ。ない人にいろいろ言っても無駄になっちゃうんだけど、ただ、お互いに村勢発展ということに目標があるならば、それはそれで、私もこうして言っているんですけども、要はピンピンキラリにしても、それだけでは私は心もとない。もちろん、否定はしませんが、要するにもう少し西郷村の経済を底上げするとか、そのためにはどういう手だてをしなきゃならないと、具体的に企業をね、こういう時代ですから、一朝一夕にいかないのは私もわかります。

しかしながら、努力というか、そういう形跡が見当たらないということなんです。だったら、もしそういうことを、いや、こういうふうにやっていますということがあったなら、それを言ってください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 経済力を上げるというのは、とりもなおさず個人のといいますか、村民の所得を上げていく、そういうことになるわけです。所得を上げるというふうになりますと、現在従事している第1次・第2次・第3次産業があるわけでありまして。第1次は、5、6、7の部分で低迷しているというふうになります。

1次から順次申し上げますと、だんだん環太平洋のですね、アメリカの離脱によってという枠組みがまた崩れてきたということがあったり、日本は輸出しながら、加工貿易の国家でありますので、部分的には農産物の輸入ということで、どこに妥協するかというふうになります。よって、今の今後の展開から見ますと、やっぱり減反がなくなる、あるいは担い手が高齢化している。新たな枠組み、担い手をつくっていく必要があるわけでありまして。

そうしますと、それをどういうふうに育成していくのかと、農地の流動化を含めて、あるいは機械の導入、あるいは農業委員会における賃料の問題等を整理する、あるいは新たな土地改良、イリゲーションが必要になるのかどうか、そういったことも一番の今後対応していく大きな問題です。これがうまくいって、特産物ができていく、米からあるいは野菜、果物はあまりありませんが、畜産物、その次の加工、そういった方向に今、この村としての特産物をつくっていく、あるいは集約をしていくというふうになります。

今後、では、農家として今までいた方々が、土地を貸した場合に、どのように他産業に行くのか。そこで、第2次、第3次が必要になってくるわけでありまして。

第2次の製造業は、今のところ、先ほど申し上げた昼夜人口比率が昼間のほうが多くなって、ほかの市町村から西郷村に働きに来る人が増えてきているわけ、既に5年前から増えているわけ、要するに産業は勃興している。さらに、そこに対する今の就業構造が、人が足りないというところまでいっているわけでありまして。具体的に、人不足をどうしていくのかというふうになりますと、やはりサラリーという待遇改善、その他厚生部分を上げていく、そういうところが必要だろうと。

他方、サービス産業においては、やはり福祉関係等についてももう少しサラリーを上

げていかなければならない、こういったテーマがあるわけでありまして。そういったことを踏まえて、もう少し労働のあり方といいますか、単価を上げていくといった努力といったものも、福祉関係の部分については必要だというふうに思っているところであります。

その他のサービス業につきましては、人が西郷村に来る場合のテーマとして、1つはやはり雇用ですね、仕事がありますかと。仕事があつて、あるいはホーム（家）、住むところがあるか、これによって家庭が形成されるというふうに。2番目は、教育力、子どもたちの、次の世代を担う人の学校、教育力がどうなのか。3番目は、医療ですね。医療として、本当に困ったときどうなのかと。さっきのピンピンキラリも含めた、どうにもならない、お医者様のお世話にならなければといったものが大丈夫なのかどうか。その次に、また、ショッピング、カルチャー、人生の満足度といったものがずっと並んでくるわけです。

その部分の産業論として、先ほどの食料の部分の1次と、それから今後2次、3次に流れていく受け皿をどうつくっていくか。現在における昼夜人口比率からいうと、西郷村だけでは足りない、要するにほかからもう来ているという実態があつて、さらにそれはもっと増えていく可能性があるというわけでありまして。

その結果における対価が法人住民税、その他所得税にはね返って、そして村政の財政にリターンしてくるということになりますので、この循環、3つうまくいくように、さらに事業者、あるいは産業の代表、あるいはいろんな関係する機関がありますので、うまく労働力が協力できるような、そういったことを考えているところであります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 何回もこれ聞いても、ぐるぐる堂々めぐりの答弁なんですけど、要するに、私なぜこういうふうに口酸っぱく言うのかということ、経済にしる医療、それから福祉にしても、これ関連していますね。経済が回らなかつたら当然、施策として福祉福祉といつても、金がなきゃできない、全てそうなんですよね。だから、相対的に各個々の問題だけではないんです。私が言いたいのは、全ての事柄において、村長はどういうふうに考えているんだと。積極的に個々のいろんな——これ言われているんですけども、だから、具体的にどういうふうにやらなきゃならないというのが見えてこないということ、一言でね。

例えば、農業にしたって、昨日もいろいろ質問ありましたが、直売所をつくるのがいいんだと。それね、つくるとはいいいけれども、成功させるために、また、お客さんにより多く来てもらうため、生産者が所得を上げるにはどうすればいいんだということを突き詰めて考える必要がある。西郷村は、果樹が盛んでもないですね。我々がいろいろ視察行くと、必ずはやっている直売所なり道の駅というのは、まずリンゴ、梨、柿とか、そういう果物類が豊富なんです。そういう産地が、やっぱり品物が豊富で、いろいろ彩りがすばらしいと、西郷村は今ないと。じゃ、何が適しているんだと。比較的つくりやすいのは、私、柿だと思うのね、リンゴでもできるかもしれないけれども。

そういうものを、その手だてとして、直売所をとにかく発展させるんだと、農家の所得も上げるんだと。来るお客さんに、いろんな種類があつて、いいねと言われるためには、どういうふうな行政として手だてをするんだと、農業政策として。じゃ、柿なら柿をとにかくこれから植えてもらおうべと、そういうのがあるでしょうということ。ただ抽象的に、つくりました、農家の人70戸です。300戸まで増やしたい、これは当然なんだけれども、具体的に農政課として重点作物、路地ものだけ今、冬野菜は切れちゃう。そうすると、ハウス栽培、ハウスがないんですよ。ハウスをつくってもらおう。補助金はどうなんだと、それを容易に手だてしてあげるとか、作物のね、どういう一昨日も言っておられました、一遍に出てはだめです。だから、間断なく出すのには、これはもうわかるんですよ。一遍にまかないで、ずらしてまくんです。そうすると、切らさないでできると。そういうことを行政の農業の政策として、直売所をより発展させるなら、そういう個々のきめ細かい政策を出さなきゃだめだということ、私は思います。

ただ抽象的に、つくりました、私いろんなことやっていますって、これはね、ただつくっただけ、誰でもできるのね。だから、全国に道の駅も相当ある。今、福島県も31か所ですか。この前も、飯舘村で認定された。当然、私は、西郷村も発展的にそういうふうにしたほうがいいと思います。しかし、それにはどういうふうな、産業としてどういうふうに捉えて、具体的にもう地道にやっていくんだと、それがなくて、今、あるのかもしれないけれども、私はそういうのが見えない。すべからくいろんな面において、ただ抽象的には、今、村長言われた雇用を増やせば経済も上がるんだと、当たり前ですよ。

じゃ、具体的にどうするんだと。これはと云ったところに目星をつけて、村長みずからトップセールスで、いろんなやっているとありますね。私もそうです。どんどん、村長席温めないで、とにかく行ってもらいたいです。

先ほどちらっと、村長も私の質問に対して、情熱が湧いてきたと言いましたが、これは5期目もあるんだなと私思ったんですが、それはそれとして、だったら、いろんなことに取り組んだらどうですか。これ、わからないけれども。

とにかく私は、そういう総花的にあれもこれも、それはいいんだけど、教育もどうのこうの、教育だってどんどん、これは教育長に後で聞くけれども、独自のやり方があるはずなんです。ほかがやっているから、まねしてやるかと。

先ほど、村民プールが好評だという話し聞いたけれども、私、好評じゃない話も聞いている。あんな高いところにつくって行けるかとか、賛否両論いろいろありますよ、それは。でも、つくったものは、私ももうしようがないから、最初はこっち、いろんな組み合わせで、複合的にどうだと。もうつくっちゃったものどうしようもないから、だから、その中で努力していくほかないと。

ただ、今、このプールにしても、西郷村民だけじゃなくて、近隣の市町村、白河市からもいっぱい来ているんだから、これ経済的に、商売的には広くね、入場料を取ってやるからには、来てもらうのはありがたいですよ。しかし、反面、西郷の財政に

よって、ほかの人が恩恵を受けるわけです。何で俺らが1回も行かないのに、暇人一言葉悪いけれども、暇人がプールに入るのに、運営費用を我々が負担しているんだぞと、こういう見方にもなるんですね。それは、そんなこと言ったらもうめっちゃくちゃになっちゃうからあれなんですけれども、それ1つとっても、最善の最適なそういういろんな経済的に寄与するのはどういうんだと、やっぱり考えるべきなんです、いろんな面で。

先ほど、秋山議員も野球場云々の話しありました。これとてやっぱりいろんな要素、合理的にどうなったらみんなが利用すると、そういうことを考えていく、私そう思います。

それで、この西郷村の傾向として、村長それわかっているんだかわからないか、恐らく自分のことはわからないでしょう。客観的に見て、どうもそういう直接、私が今まず申し上げたような、経済のそういうキャッチアップするとかいろんな、もろもろのそういう西郷村が成長するに資するそういう政策以前に、村長がやっていることは、何か自分のお友達、自分の知り合いにそういう何かの役職つけて、そういうのが何か主なる、そういうふうに見えてしょうがないんです。もちろんそれ、わけわからない人よりはいいんだけど、しかし、そういった人は、果たしてどれだけ世の中のことを考えているんだと、甚だ疑問な点がある。自分がそういう1つの役職をもらえば、それで満足して、いい村長さんと、これみんな宣伝して。だから、村長、今、選挙に強いと言われる——これ余談ですが、その一端は、私分析すると、そういうことがあると思う。

しかし、それでは大多数のそれにあずかれない人が困っちゃうわけです。税金はすべからく負担しているわけだから、そんな一部の人たちの自己満足、要するに村のそういう役職に重用されて、それで満足して、村長さんいい人だと。そういうことで、この村はいい村なんだ、佐藤村長はすばらしいんだと、こういうことだけでは困るといことです。私は、西郷村のために一生懸命やっている、そういう評価を得てはじめて真っ当な評価だと思います。

だから、これは私の一方的な感想だかもしれないけれども、往々にしてそういうね。1つの、例えば民生委員にしろ、皆さんそれなりに寄与していると思う。それは、見回りに対しても、いろんな各種団体、婦人会にしろ老人会の人、しかし、そういった人たちが自分たちのそういう範疇のことにおいて、ただ満足したから、あとは関心がなくて、全て村長の評価というのは、これもおかしいんです、実際はね。

だから、村長自身はそういうことじゃなくて、それはあくまでも一部なんだと、大多数のそういう納税者、物言わぬ人のための施策を、私はぜひ積極的にやってもらえと、こういう考えなんです。その点どうですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりだと思います。私も自分自身ではわかりませんが、結果的にそういうこともあるのかなと思って聞いておりました。

ただ、いろんな特別職をお願いする人は、私が行って直接お願いするというのはあ

まりない。やはり、いろんなどころから声が、あの人がいいだろう、この人がいいだろうというふうにして上がってくる。要するに、この行政というの、1つは社会運動であるわけであり。結局、みんなで今の足らざるところを補い合って、そしてこんなもんだらうという方向づけをした中において、村が全体がよくなるという形になりますので、あっちでチャンバラしたり、こっちで足引っ張ったりなんていったことが見えるようでは、これはやっぱりほかの部外者といいますか、西郷村民以外の人から見て、西郷には行きたくないというふうになるんだらうと思いますが、どっこい人口は増えているし、そういう意味でいうと、そんなに問題はというふうに思っておりましたが、ただ、議員申されるとおり、私の知らないこともいっぱいありますので、その点についてはよくご指導、ご指摘を賜りたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 次の題に移ります。2番目に、私、質問項目に上げましたが、犬、ペットのふん公害というかね。これ連日、防災無線を通じて、飼い方のマナーということで放送されています。それがしょっちゅう放送されるんですね。私、こういうことがしょっちゅう放送されるということは、ペットを飼っている人たちが全然、マナーを守ってくださいということに対して聞く耳を持たないというか、いつになっても解決しないんじゃないかなと私思うんです。

それで、これではひとつ、人間というのは、性善説に立てば、1つのきちっと守ったり、人に迷惑をかけないとか、そういうふうにだんだんわかってくるんじゃないかと、そういうふうに思いたいんですが、しかし、一方で、性悪説に立てばですよ、いや、人間はある意味では、自然界にいる動物、猛獣と同じく、そんなの関係ない人がいっぱいいるんだと、人の迷惑なんて考えない人間がいっぱいいると、そういうことに立てば、これはひとつ何らかの手だて、これはすぐどうのこうのということじゃないんだけれども、これは条例をつくって、何か迷惑をしないような罰則みたいなのを設けてはどうなのかと。そういうことに俎上に上げることによって、みんな気をつけるんじゃないかと、そういうふうにも思うんです。

その点、今の現状が、どういうふうな苦情が来ているのか。そして、その放送することによって、多少なりともいろいろ効果があって、改まっているのか、その辺を伺うものであります。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 12番後藤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、犬猫のふん害に関する苦情及び相談件数について申し上げます。

平成26年度は犬が15件、猫は3件の合計18件、平成27年度は犬が9件、猫15件の合計24件、平成28年度は犬16件、猫11件の合計27件、今年度は6月9日現在で、猫に関しまして4件の苦情及び相談がありました。主に、先ほど申し上げましたように、本当にふん害ということで、犬のふんまたは猫のふんがそのままになっているということで、苦情等が来ておりました。

村では、苦情及び相談を受けた場合には、犬猫の飼い主等、原因となる方が特定で

きる場合には、村の職員と県南保健所の方、今では動物愛護センターとって三春にございますが、そちらの方と一緒に直接飼い主の方にお伺いしまして、苦情があった旨の説明と、あと飼育について、猫であれば室内飼育をお願いしたり、犬であれば必ずそのふんはご自分でお持ち帰ってくださいということをお願いをしております。さらに、防災無線やチラシの配布などをして、飼い主の方に責任ある飼育、マナーの徹底等をお願いしております。

また、行政区長さんを通じまして、ふん害防止プレートの配布・設置も行っております。ちなみに、ふん害プレートの設置件数ですが、平成26年度には1件、27年度には15件、28年度には8件、今年度は6月9日現在で1件となっております。

防災無線で効果があるかというおただしにつきましては、その辺のところは何とも申し上げようがないのですが、少しでも飼い主の方に注意喚起をしていただき、周りの方々のご迷惑になっているということを知っていただくためにも、防災無線を放送させていただいていますし、あと地域も絞って、チラシ等も配布させていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 結構かなりの数の苦情が寄せられたということなんですが、私も犬猫嫌いなわけじゃないんです。むしろ、人一倍好きなほうで、こういう質問するのも、ちょっとある意味心苦しいですね。きちっと動物をかわいがって、きちっとやっている人では全然問題ないんですが、ただそれが、飼うことによって迷惑をかけるとか、それはどうなんだと。

実は私、ある人に実際苦情を聞いて、行ったことがあるんです。そしたら、自分の玄関先にいつもされちゃうんだと。それで、どうにかしてくれと、それ特定できているんでしょうけど。ぜひ、プレートを置けばどうなんだ、そういうのとれるのけど。それじゃ、私にとってあげますよと。それをやったらなくなったのね。非常に何かとんでもない人もいますよね。これは、皆さん全部が全部、特に犬猫をかわいがるような人は、動物をかわいがる人は悪い人いないって、普通言うんですよね。しかし、それも当てはまらない人もいますんだと。

それで、こういう現状を踏まえて、どこまで迷惑とか、どういう、わかりませんが、罰則を設けて条例を制定すると、そういう考えはあるのかなのか、考えているのか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 条例についてのご質問にお答えいたします。

犬猫のふん害に関する条例につきましては、環境省の全国都道府県市町村ふん害防止条例の概要によりますと、県内でも飼い犬のふんの放置禁止等の条項をポイ捨て等の防止条例の中に設けている自治体が、平成28年4月1日現在で22市町村ございます。ただし、これらの条項の中に猫に関する条文は見られませんでしたので、あくまでも犬に限っているということになるかと思えます。

条例では、空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨てと同様に、飼い犬のふんの放置を禁止しまして、市町村によりましては、悪質な違反者の場合には措置命令、それを守ら

なかった方については、住所とかお名前を広報紙もしくはインターネットで公開するというふうなことを条文に盛り込んである自治体もございます。こちらのほうを盛り込んでありました自治体のほうに問い合わせましたら、公表した方は今まではいらっしやらない。条例施行によりふん害が減りましたかということをお尋ねしましたら、その辺についてはちょっとよくわかりませんということでしたが、注意する際に、こういう条例がありますということで、抑止効果はあるのではないかというふうなお話でした。

ですので、ほかの町村のほうにもいろいろと効果とか、あと、今までやってこられたときの問題点等を調査研究して、条例を設置するか、しないかについても検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 条例、今、検討すると。今、答弁の中で、空き缶とかポイ捨て、それに絡めているんだと。いや、実は私、ふん害ね、私自身は、ごみをポイ捨てするのは、もっとこれすごいんですよね。だから、いつかそういうことで罰則、そういう条例をつくってはと、これ考えていたんです。

今お聞きすると、県内で22市町村がそういうことで条例をつくっていると。その22の市町村の、後で結構ですから、それはちょっと一覧表で示してください。

それで、私はむしろ、今日のテーマとしてこれ上げましたが、ふん害だと。それで、空き缶、そういうごみのポイ捨て、それも重要なんですよね。もしそういうことを考えるんだったら、これ他の市町村でもやっているように、絡めて、一緒にそういうことをつくったらどうなんだと。そういうことを設置することによって、1つの抑止効果があるはずなんですよね。

だから、今度の、冒頭、共謀罪云々言いましたが、こういうことができると、みんなやはりこれからは、堂々とそういう、そのことによって法に触れるぞ、1つの罰則をされるぞとなると、みんな遠慮するんですよ。同じあれではないですけども、しかし、私はある一定の抑止効果があるんじゃないのと。そういうことで、ぜひ、あまりそういうあれだと。

これは、環境を、要するにいくら環境どうのこうの、きれいにしましょうといっても、片一方で汚す人がいたんじゃ、何にもならないんですよね。そういう意味で、西郷村全体をきれいにしようと、そういう観点からいえば、私はそういうことをつくるべきだと。ぜひ、その辺を検討していただきたいと、そういうことであります。その辺ちょっともう一遍。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 先ほども申し上げましたように、既に22市町村で実施されておりますので、各市町村の状態を調査研究させていただきまして、もし案をつくるということになるのであれば、よりよいものということで検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○12番（後藤 功君） 議長、終わります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。通告第6、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 11番 上田秀人君

1. 高齢者医療と介護保険制度について
2. 障がい者福祉について
3. マイナンバー制度について

○ 11番（上田秀人君） 11番。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まずはじめに、高齢者医療と介護保険制度についてということでございます。

昨日、同僚の7番議員がおっしゃっていたように、私もやはり健康寿命が長ければ長いほどいいというふうに考えるところでございます。村民の方には本当に健康でいていただきたいというふうに考えるところでございますけれども、いかんせん、生物学でいっても、人間は年を重ねてくればそれぞれあっちこっち故障がしてくるとか、いろいろ病院が必要になってくるとか、そういうものが必要になるというふうに理解をすることでございます。

その中で、安倍政権において、介護保険法や医療法、19の法案を一括して改正するとして、医療介護総合確保推進法というものが2014年ですか、6月に強行されました。この法律の中の一つとして医療法がございました。この医療法の中で、2025年度までに医療提供の体制を示すということで、地域医療構想策定というものがまとめられたというふうに記憶をしております。

この構想は、いわゆる全国47都道府県でまとめられたものが、今年の4月によりやく示されました。この内容を見て、非常にショックを受けるものがありました。と申しますのは、全国で入院ベッドが2013年度に約135万床あったものから、15万6,000床まで削減をすると、こういう驚くような数字が出ていたわけでございます。これは、率にして実に11.6%も削減するという計画なんです。これは、首都圏を除く都道府県でベッド数が減り、8つの県では削減率が3割を超える、こういう情報も示されておりました。

そこで、伺いたいと思うんですけれども、この福島県内において、特に県南地区において、入院ベッド数がどのように変化するのか、担当課で把握されているのであればお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 11番上田議員の一般質問にお答えいたします。

質問第1の1点目、地域医療構想における入院ベッド数の変化について伺います。とのご質問にお答えをいたします。

議員からもありますように、福島県では平成25年3月に第六次福島県医療計画を策定いたしました。その後、この計画の一部として、昨年平成28年12月に福島県地域医療構想を定めたところでございます。

この地域医療構想では、先ほどございましたように、将来、2025年の本県の医療提供体制に関する事項として、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の医療事業及び必要とされる病床数、それから構想区域における将来の必要量、そして地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化と連携に関する事項の3点を位置づけており

ます。この構想区域は、現行の2次医療圏を基本としておりまして、本村を含む白河市、西白河郡、東白川郡は、県南構想区域として位置づけられております。

ご質問のベッド数の変化であります。平成27年度病床機能報告制度でまずもって報告された分、医療機能別の病床数を申し上げたいと思います。高度急性期には7床、急性期には882床、回復期には52床、慢性期には145床、そしてその他ということで35床、合計1,121床の報告がありました。

そこで、この構想の中にもあります平成37年(2025年)の必要病床数として示されたものは、高度急性期100床、急性期387床、回復期247床、慢性期155床、合計889床となっております。平成27年度との比較をいたしますと、248床の減となっております。

なお、必要病床数は、病床削減の目標値となる数値ではございません。また、この必要病床数は、一般病棟及び療養病床に入院する患者の一部が在宅医療等へ移行するなどの仮定のもとでの推計となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) ただいま担当課長のほうから、2025年度において機能ベッドごとに説明をいただきました。高度急性期が100床ぐらい減ると、あとは急性期で387、あと回復期で247、その他で155、合わせて899ということで今、報告を受けましたけれども、これね、新聞に出ていたのは、福島県全体で6,109床が削減されるということが新聞に出ていたんですけども、かなり県南地区でも大きい数字が削減されていくんだなというふうに理解します。

高度急性期とか急性期と言われても、ちょっとぴんとこないのかなと思って、今回ちょっと調べてみたんですけども、いわゆる救急や集中治療を必要とするこのベッドが、いわゆる高度急性期と急性期のベッドになるということで理解をするところです。

ですから、先ほど言いましたように、年を重ねることによってこの危険性というのは高まるわけですよ。いわゆる体が大分傷みというか、年を重ねることによって、やはり弱みが出てくる。そういったときに、本当にこの救急や集中治療を必要とするベッド数がこれほどまでに削減されて、本当に大丈夫なのかなということを考えるんです。ただ、これは国が2025年度までにこういうふうにしなさいよということで、この制度改正の中で求めてきているものだというふうに理解します。

国は、この中でベッド数を減らすことによって、では在宅医療で対応しなさいよということを示してきていますよね。これに対して、県南方部ではどういうふうになっているのかということを考えるわけでありまして。

前々回になりますか、質問の中でもお話をさせてもらっていますけれども、国が示す指針の中で、今の村長答弁の中にありましたけれども、かかりつけ医、あとは有床診療所、地域の連携医療、歯科医療、薬局などを整備しなさいよという、計画をつくりなさいよという話をしていますよね。

まず、かかりつけ医については、どのような指導をされているのか、村はどういう

計画でされているのか。村長も答弁されましたけれども、具体的にどのような考えを持たれていますか、伺います。

まとめて聞いていきます。

かかりつけ医についてはどのような指導されているのかということで、多分、県南方部の大きな病院ということで考えているのかなというふうに思います。

それとあと、私言いましたように、有床診療所、ベッドがある診療所です。これも国は求めてきているわけですね。これに対して村はどういう考えなのか、もしくは県南方部2次救急医療圏と先ほど答弁されましたけれども、その圏内でどういう考えを持たれているのか。

さらに、歯科医療ということで、管内を見ますと、歯医者さん結構多いですね。普通の歯科医というのは、虫歯とか歯周病に対しては治療を行ってくれます。しかしながら、口腔外科、いわゆる口の中の全ての病気、ここに関連するような歯科医ほどのぐらいあるのか。

あと、薬局については、商業ベースでの薬局は増えてきています。ですから、そこはもう十分理解していますけれども、今言いましたように、もう一度伺います。かかりつけ医、あとは有床の診療所、あとは歯科診療、この部分に関して、2次救急医療圏の中でどういう話がされているのか、県南方部でどういう話がされているのか、また、西郷村はどういう対応を考えているのか、もしあればお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず、かかりつけ医でございますけれども、現在、白河在宅医療センター、そちらのほうを中心として、そのかかりつけ医、それから退院支援関係は事業のほうを進めているところでございます。

まず、医療施設数についてご説明をいたします。県南地域におきましての病院は、8病院ございます。それから、診療所につきましては94ございます。

西郷村におきましては、病院が1つ、太陽の国病院さんでございまして、診療所に關しましては、診療所とされる部分です。クリニックとか、そちらの部分については3つでございます。それから、歯医者さん、歯科医関係でございますが、歯科の医療に携わる歯科医ですが、少々お待ちください。

ご説明いたします。先ほどの診療所のうち、歯科診療所が71ございます。失礼いたしました。

そして、議員おただしの有床診療所は、8つということになります。それから、訪問看護ステーションというのがございまして、それが9つございます。そして、薬局が43でございます。

もう一度申し上げます。診療所94で、そのうち有床診療所が8つ、歯科診療所が71、薬局が43、訪問看護ステーションが9となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま事細かに説明をしていただきました。

管内の状況について今説明いただきましたけれども、まず大きな病院というか、中核になるような病院が8つと、あとは94の診療所関係、有床が8の歯科が71、訪問ステーションが8、あと西郷においては1つの病院、3つの診療所ということで今ご提示いただいたんですけれども、あとね、いつも批判ばかりしていると言われると困るので、地域の医療について、本当に担当課で努力されているというのは、私認める部分がございます。これは随分、私が議員にならせていただいてから、随分改善されてきたというのは見えてきているので、そこは大きく評価したいところでございます。

ただ、担当課が一生懸命、今、頑張っているにもかかわらず、残念ながら、この県南方部というのは医師不足と言われておりますように、医療が手薄になってきていると。そしてさらに、専門性のある診療所、病院、この場合は診療所と言ったほうがいいのかな、少ないというふうに私は理解をしています。

そういう中で、国の言うとおりに、かかりつけ医、有床診療所、これ非常に難しい部分があるんじゃないかというふうに考えるわけです。そういった中で、国は非常に勝手なものだなというふうに理解をするわけでありまして。診療所、病院に関しては、難しい、解決しにくい、こういう問題はもう本当に市町村に押しつけてくる。

薬局については、先ほど示されたように43、これはいわゆる商業ベースで進んできている。この西郷村においても、やはり薬局ができていて、それによって利便性もあるんだけど、いろんなところにいろんな何というんですか、影響が出てきているのも事実であります。

こういった中で、以前にもここで指摘したように、現在でも病気で入院した際に、いわゆる2か月程度で退院を促されるという状況がかなり今続いています。病状が安定しましたと、そういう理由で、急に病院から退院してくださいよというふうに宣告をされても、入所できる介護施設がほとんどない、こういう状況であって、在宅と言われても、受けられる介護サービスがあるのか、それも限定されてきている。こういった中で、村はどういうふうに高齢者医療、そして介護のサービスについて展開をしていくのかということだと思っております。

これも、やはりこの場でもう四度目になりますか、質問で取り上げていますけれども、いわゆる介護保険法の中では総合支援事業、これの対応になるのかなというふうに思うんです。国は、そこに対応しなさいよということで今やっていますよね。これを本当に見ていると、自助・共助なんです。自分で努力しなさい、地域で努力しなさい、そこまでなんです。

先ほど村長の答弁にも、言葉の中でありましたけれども、先ほど聞いていても、やはり自助・共助までだった、公助が抜けている。公助がなければ、これは本当にもう村民の方はこらえ切れないんじゃないかと考えるんですけれども、そういった中で村は本当にこの事業をどういうふうに展開していくのか。もう一度、この総合事業に関して、村の考えというのをお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのとおり、今回の地域構想でも、在宅医療のほうに先ほどの248名を、病院の削減分は在宅医療のほうでカバーしなさいということでございましたので、本村におきましても、全部の高齢者の方をカバーできるかといいますと、現在、特養待機者58名いるということになっております。この後、さらに高齢化が進みまして、現在の状況でいけば、この数はさらに膨らんでいくというような形になってしまうと、そこは私どもも危惧をいたしているところでございます。

議員からございました総合事業につきましても、おただしのとおり、何度か質問、それから質疑いただきまして、もっと早くこの部分についてスピーディーに対応しないといけないということをご指摘を受けているところでございます。

今回、総合事業を平成29年4月から、地域支援事業の中で始めました。現在のところは、既存のものをそれぞれ行っているということでございますが、その部分についてもできるだけ早く拡充をしながら事業のほうを行っていききたいと、そんなふう考えております。現状の段階では、まだこの部分につきまして、期待されたような答えを出せない状態でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 私は、担当課長を責めるつもり、全くもってないです。これは、まさに国がこういうことをやってきている、本当にこれはもう住民いじめ、市町村いじめじゃないかと私は思うんです。

その中で、文句ばかり言ってもしょうがない。でも、村はやらなきゃならないでしょう、住民のためにね。今、何をすべきなのか。今、課長お答えになったように、既存のものをもう一度見直しをかけてみる、そしてもう一度考え直してみる、そして、どれが住民のためになるか、そのことを重視してやっていただきたいと思うんです。それが今、西郷村は非常に遅れていると言わざるを得ないんです。

これは、よく業者の方からお話を聞いていると、「西郷村さんはね」、そういう言葉を言われるときがあるんです。非常に私、西郷の議員として悔しいんです。「いや、西郷さんは素晴らしいですよ」、昔はそういうふうに言ってもらいました。今は逆です。「西郷村さんはね」、その後言葉を詰まらせて、言葉をのみ込んでいる方が多いんです、業者の方でね。ですから、そこはやはりもう一度見直していただきたい、そのことを強く申しつけないかと思っております。

そして、今申し上げましたように、もっと村の現状を考えて、もっともっと村の中に、住民のもとに保健師などが指導、相談などに赴くべきではないか、これも以前から申し上げています。その姿も私からは見えない。見えないんじゃないかと、それは実際にできないんじゃないかと、私今思っているんです。

今、保健師、何人かまた増えましたけれども、その専門職の保健師がね、いわゆる日常業務の事務的なことをやっている、それで本当にいいのかなと思うときがあるん

です。やはり、専門職として採用された人間です。今言ったように、村民のもとに赴いて、健康寿命を延ばせるための指導、工夫、相談、そういうものをもっともっと充実するべきじゃないかというふうに思うんです。そのことに関して、いわゆる担当している課長として、保健師が日常業務に追われているのかどうなのか、その辺についてちょっと考えがあればお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのように、現在、健康推進課には保健師が6名在職しておりますが、そのうちの1名が介護の事務のほうも日常やっていると。介護の事務といいましても、実際の健康教室とかそちらのほうももちろんやっておりますが、その他の事務についても現在のところは行っているところでございます。

本来の保健係というのもありまして、保健係のほうの業務につきまして、先ほどございましたように、保健師が村内に出向いて、各高齢者の方々の把握、それから保健師の業務ですと、それ以外にも乳幼児のこともありますので、そちらについてきめ細かに歩くという部分につきましては若干、議員おただしのような形にはなっているのかなと、村民の皆さん全員が満足する状態ではないのかなという部分は多少、私どものほうでも考えているところでございます。

現在おりますメンバーといいますか、保健師の中で事務のほうを割り振りまして、できるだけ村民の皆様が目線に立ってやれるような形を今後とっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。私は、保健師が足りないんじゃないかと考えたんです。保健師が日常業務の事務的なものに追われているんじゃないかと思うんです。これはちょっと前回、違う場所でもお話ししたんですけれども、いわゆる国・県から報告物を求められる、そういったものの書類作成とか、そういうものに追われてしまっているんじゃないかなと思うんです。そういうことをやることによって、いわゆる本来やってほしい、村の外に出て——これ詭弁になりますけれども、高齢者だけじゃなくて、子どもの子育て支援から、村民のもとに行く活動が十分にできていないんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、そこを、人的配置も一度考えるべきではないかと思うんです。そこをまず、担当課長としてどのようにお考えになるのか、ちょっとお聞きしたかったんですけれども、もう一度伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

確かに、国・県等の報告物、それから本来、先ほど申し上げました乳幼児から高齢者までというような形の部分以外の部分も、業務として行わなくてはいけないという部分はございます。ですので、また同じようになってしまうんですが、先ほどと同じように、現在在職している者でうまく効率よく回して、本来の業務が100%に近い形

でやれるように努めていきたいと、そのように考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。担当課長から今答弁いただいたので、今いる人材でやりくりをしていくと、何人いたら十分できるんだということはね、多きゃ多いほどいいというのは当たり前なんでしょうけれども、限られた人材の中でやりくりしているということなので、かなり担当課長も許されているのかなと思うんです。

しかしながら、また国の批判になりますけれども、国はね、国・県は本当に大変な部分というのを市町村に押しつけてくる、現実の仕事の中で押しつけてくる。そして、さらに報告物、これを出しなさいよとか、これをまとめて報告しなさいよとか、そういうことをどんどんやってきている。そういった中で、両方の仕事を一緒にやるというのは大変だと思います。ですから、そこはもっと考慮すべきだというふうに思います。

ただ、そう言っていると、保健師にリップサービスしているとと言われると困りますので、昔言った話でもう一度お話しします。

私よく話しする岩手県の旧沢内村、ここに田中トシさんという保健師さんがいらっしやったそうです。この方は、沢内の2月の冬に、腰まであるような雪をかき分けて、乳児の健診に行かれたそうです。まさに、命がけの健診をやったそうです。そういうのも少し見習っていただきたいなというふうに申しつけないかと思っております。

さらに、話しちょっと変えますけれども、国に対しては、この問題についても単純に、ベッド数の話に戻します。ちょっと今、話しずれましたので。単純に現在の人口数、そして将来の見込みの人口で入院ベッド数を決めることなんて絶対にやるべきではない、このことを強く申し入れしていただきたいなというふうに指摘をして、次の質問に入ります。

次に、介護保険の改定により、一定の所得のある方の利用料の負担割合が2割から3割に引き上がったときに影響を受ける人数についてお示しをくださいということで、お示ししていただきたいと思っております。

さらに、重ねて伺いたいと思うんですけれども、2015年8月に、いわゆるこの利用料を1割から2割に引き上げられた方もいらっしやいますよね。この方も、さらに今回その影響を受ける方が何人ぐらいいらっしやるのか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。質問の負担割合が2割から3割に引き上がった際に、影響を受ける人数についてお答えをいたします。

本年の平成29年3月31日現在でございますが、3月31日現在の介護認定者は全体で650名でございます。そのうち、2割負担の方は34名となっております。その34名の方、今回といいますか、この次、介護保険改定によって、負担割合が3割へ引き上がった場合の該当者は14名となります。

14名全ての方がサービスを現在利用しているかということ、そうではなくて、その

うち9名の方が現在はサービスを利用されているということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 現在、34名の方が2割と、改定時で影響を受ける可能性のある方が14名ということで理解をしたいと思います。

これもちょっと気になった部分があったんですけども、今、利用料の話なんですけれども、保険料についてちょっと気になるところがあったもんですから確認したいんですけども、第6期の計画を立てるときに、平成27年4月のときの低所得者の保険料軽減の拡充ということで国から指示があったというふうに私理解をするんですけども、このことをちょっと確認したいと思います。

平成27年4月から、市町村民税世帯全員が非課税な者、いわゆる1段階から3段階まで該当してくるのかな。この中の第1段階の方、これ基本額に0.5を掛けた数字で今、西郷はやっていますよね。（「0.45」という声あり）0.45、そうすると書類が間違っているのね、介護保険の計画がね。了解です。納得しました。

これ見ていたら0.45になっていたもんですから、西郷の冊子を見ると0.5になっていたんで、ちょっと年間にすると3万780円ぐらいの金額の差が出てくるのかな、保険料でね。これちょっと大きいなと思って今、気になったもんですから確認したんですけども、書類の間違いということで理解をします。

じゃあ、先ほどお示しいただいたように、現在、34名の方が今後の改定で14名の方は影響を受ける可能性があるということで、現在利用されているのかどうなのかというのはちょっとわからないんですけども、これによって利用しづらいとか利用できないような状況に陥る心配はございませんか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

少し例を出させていただきます。居宅サービスを受けている方で要介護3の方、先ほど言いました9名の方のうちのお一人の方なんですけれども、この方、デイサービスを月に18回ご利用なさって、全体では14万5,450円ということでかかります。先ほど申し上げましたように、現在2割の方ですので、1万4,545円の2倍の2万9,090円かかります。これが3割に引き上げられますと、そこに1万4,545円がまた加わりますので、4万3,635円となります。この額がこの方にとって、例えば年金だけとか、しかも額が少ないという場合ですと、やはり議員おただしのようになかなか厳しい状態になるというふうには認識をいたしております。

さらに、自己負担額には限度額というのも設定はされていますが、4万4,400円ですので、今回の場合は4万3,635円ですので、この部分については負担していただくような形になりますので、一番危惧するのは、金額が3割に増えたことによって、サービスを止めようとか減らそうとか、そういう部分になって、ご自分の実際、今置かれている生活の質というんですか、そちらのほうは低下してしまうことが、健康推進課としても一番危惧しているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。やはり、その影響が強くなる可能性の方がいるということで、まさにね、本当に保険あって介護なしのこういった状況にだんだん近づいていくのかなと思うんですよね。国は、この改定するに当たって、持続可能なということで言いましたように、制度的には持続するのかもしれないですよ。でも、使う方は持続できないというのは、これで明らかになってくるんじゃないかなというふうに思います。そこもね、やはり村はもっと注視していただいて、今後の推移について見守っていただいて、やはりそういう方が1人も出ないように、注意をしていただきたいなというふうに思います。

じゃ、続きまして、共生型サービスについて、利用者への影響と村の対応について伺いますということなんですけれども、共生型サービスというのなかなか難しい言葉だなと思うんですけれども、いわゆる障がい者福祉サービスを提供している事業者が介護サービスも提供できるようにするというふうに、今回の改正で書いてあるわけですよ。

現行で、いわゆる障がい者福祉サービスは自己負担がないと。ところが、65歳を迎えると、いわゆる福祉サービスから介護サービスのほうが優先されてくると。ですから、障がい者福祉と同様のサービスであっても、介護保険の利用料が発生してくると。これまで利用してきたサービスが利用できないと、こういった状況が生まれてくるんじゃないかというふうに考えるんですけれども、これに関しては、村のほうで何か情報とつかむものがあればお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

共生型サービスにつきましては、議員おただしのおりでございます。障がい者福祉サービス事業所が介護保険事業所に指定されていない場合は、別の介護保険事業所に移らなければいけないとかそういうことなので、今回、そういう部分をなくして、制度の利便性を図るということで、共生型サービスを国のほうで平成30年4月に施行したいということで示されてきました。

現在のところは、共生型サービスにつきましては、詳細ちょっと入っておりませんが、確かに利便性の向上は考えられるところでございますが、先ほども議員からございましたように、現在考えられる影響としては、福祉サービスの利用料がかからなかった高齢障がい者についても、非課税の方ですが、一律に自己負担が発生したり、あとは両方の事業をやると、障がい者福祉と介護福祉という、現場はですね、事業所さんは両方をやるということで現在、人手不足ということが言われておりますので、それに対してサービスの質や量が低下してしまうのではないかと、あるいは働いている方が過重労働になってしまうのではないかなどにつきましては懸念をいたしておるところでございます。

何度もなってしまいますが、平成30年4月の施行に向けては、まだ具体的な内

容が示されておられませんので、村といたしましても、それらの情報を注視して、利用者の方に影響がないか、どのような影響があるのかを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。平成30年のときの改定時というお話でございました。確かに、平成30年の報酬改定時に指定基準を検討するというふうになっているんですけどね。ただ、いまだに村に情報が入ってきていないというのは、本当に国はどういう考えなのかなというふうに思うんですよね。

平成30年4月に介護保険法の改定が伴われますよね。この中において、村の一部の権限が移譲されてくる、これは居宅介護支援事業所の権限だと思うんですけども、こういったものに関しても、情報は入ってきていないんですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのおり、まだ詳細については入っておりません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。まさに、国のやり方というのはこういうやり方なんだなというのが、本当に強く見えてきたなと思います。本当にこの先どうなるのか、わからない。

年を重ねてくると、やはり先々の不安というのは強く持たれるようです。これはしようがないのかなと思うんですけども、そういった方々にきちんと先々を示せないということは、本当に不安をあおる結果じゃないのかなと思うんです。これは村のせいじゃないのであれなんですけれども。

あとは、共生サービスに関して太陽の国、西郷村に太陽の国がありますけれども、これは社会福祉事業団が運営しているということで、総合社会福祉施設ですから、障がい者福祉、また、介護関連施設も運営しておりますよね。この部分も、明確にどうなるか、わからないというふうに理解してよろしいですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在、障がい者福祉サービスを利用しております太陽の国の施設、ひばり寮、けやき荘、かえで荘、かしわ荘、きびたき寮、からまつ荘は現在、介護保険適用除外施設となっておりますので、そちらの除外施設についての分につきましても、同じようにまだ示されていないといえますか、詳細については出ておりませんので、今のところ除外施設ですということだけでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。障がい者福祉施設が今後、平成30年の改定のときに指定基準が検討されるということなので、いつの時点で、どうなのかというのはちょっと分からないんでしょうけれども、その部分もやはり不安材料の一つなのかなと思

うんですよね。いわゆる障がい者福祉サービスと介護サービスが並行してやれるような状況になってくるのかなというところで、それが見えないというのはやはり大きなものだなというふうに思います。

あとは、先ほどちょっと聞くのを忘れてしまったんですけども、いわゆる消費税の話でね、先ほども保険料の0.5が0.45というのありましたように、これは国がそのときに示したものとして、消費税が10%になったら、先ほど言った0.45が0.3まで引き下げも可能だということで話があったんですけども、消費税引き上げが先送りになったのでということなんですけれども、いわゆるそれ0.3で計算したことというのはございましたか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

消費税が上がる段階の試算といたしまして、予算をとる場合がございますので、上がったと仮定して計算したことはございましたが、数字的には今、申しわけございません、持ち合わせていませんので、金額はちょっとわからないですけども、計算をしたことはございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。詳細な数字持っていないということなので、いわゆる社会保障のために消費税引き上げしますよという話でしたよね。消費税が引き上げられたことによって、介護保険の保険料の軽減ということで0.45が0.3になるとか、そういった数字を、後でちょっと試算したものを、また別の機会に伺いたいと思いますので、ちょっと検討しておいてください。

以上です。

続いて、次の質問に入りたいと思います。障がい者福祉について伺いたいと思います。

障がい者の方、また、その関係する方が必要な手続や相談などで、年間に何人ぐらいこの役場の窓口に来られるのか、まずお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいまの質問にお答えいたします。

障がい者が年間に何人の方が窓口到手続等、また、相談に来られるかということについてのお答えをいたします。

平成29年6月1日現在、西郷村に住民登録をされている方のうち、身体障がい者手帳保持者が621名、療育手帳保持者が214名、精神障がい者保健福祉手帳保持者が110名いらっしゃいます。その方々及びその関係者の方々が各種手続のため来庁されます。その件数とさらにまた、その他一般の方々も手続のために来庁いたしまして、それらを合計いたしますと、障がい者福祉関係で窓口手続件数は年間延べ1,300件前後ということになります。

また、各種手続のほか、窓口の相談件数でございますが、軽微な相談につきましては記録をしておりますが、課内で情報共有が必要な、記録に残すような案件で年間

約100件程度ということになっております。

あと、さらに村では、地域の障がい福祉に関するさまざまな問題について、障がい者と村、福祉サービス事業所との連絡調整を行うことを目的とした障がい者相談支援事業というものを委託により実施しておりますが、この2つの事業所を利用した方が、平成28年度の実績では94名、件数にして349件というような状況でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいまの答弁をいただきまして、手続やら、軽微な相談とかを含めて年間1,300件前後、あとは庁内で記録を残すような相談とか機能からでいくと100件と、あと関係機関というんですか、そちらの部分では94名の方がいらっしゃったということですから、窓口で相談に来られた方の対応について、どのような対応をとられるのか、その流れなど、簡単にお示しください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 対応の流れについてお答えをいたします。

申請等の事務手続に関しましては、福祉課の地域福祉係の職員が窓口にて対応いたします。その相談者が障がい福祉サービス等を利用したいということになりますと、内容、要望等の聞き取りを行いまして、庁内の関係課の情報提供をし、庁内の情報共有をいたします。その後、障がい者総合支援法に基づきまして、心身の状況に関する区分認定調査等を実施し、医師の意見書、障がい区分認定等を経てサービス利用計画を作成し、福祉サービスの提供というふうな流れとなっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 次の相談業務はどの場所で行うのか伺いますということなんですけれども、今、答弁いただいたので、窓口で行うということと理解してよろしいですか、その場で。

窓口で行うということなんですけれども、それでプライバシーの確保というのは図れるというふうにお考えになりますか。いわゆる障がいとかという問題になると、私は非常にデリケートな問題だと思うんですよ。内容によっては、また、その障がいの状況によっては、人に見られること、人がそばにいること、それですら嫌がる方もいらっしゃる。そういった場合に、全てにおいて窓口対応されているのか、伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

現在、窓口及び福祉課内のフロアでの相談を受けているということで、十分なプライバシーの確保ができないのではないか、確保ができていないだろうというようなご指摘でございますが、正直申しまして、相談者の方々には大変なご迷惑をおかけしていることと思います。今後、相談者のプライバシー確保のため、方策あるいは対応について検討してまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま担当課長からも、窓口やフロアではやはりプライバシ

一を確保できないという答弁でした。そういった面で、この庁舎のことは、総務課長、村長、その辺はどのように考えますか。

庁舎の建てかえとかというのは、具体的にはまだなってないでしょうけれども、大きな構想というのは出ていると思うんですけども、その構想が動き出すまでの間、やはり年間にこうやって何人もの方が一人でしたっけ、かなりの多くの方が相談に来られている。年間で1,300件とか、あと記録に残すような相談でも100件とかというふうになってきていますよね。

こういった相談がある中で、やはりプライバシーを守るためにも、専門のね、簡易でもいいですから、その場所をつくるべきではないかと思うんですけども、その部分について、村長いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のお話しまことにごもつともで、申しわけない状況にあるということでございます。そもそも村長室が2階に移動しましたのも、今のことがそもそも発端で移動したわけで、あそこを福祉の相談の場所にするということで移りましたが、その後、やはり業務は自動的に増えていくということで、村長室の東側のガラスの部分が非常にデッドな部分であったと、あそこに今ロッカーを持っていっております。

最初は、相談室、曲がりなりにもあったわけですが、その後の業務量等で、実はごらんのような状況です。結局、1万人の段階での職員、人口での今の役場でありますので、そもそも少ないということがあって、そういう結果ですが、しかし、待ってられませんので、できる限り早急に対応すると。ただ、その先の話につきましても、今のことを十分念頭において、計画していきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 早急に対応するというところで、期待をしたいと思います。

これは、全てにおいてそうなのかなと思うんです。税の相談なんかも、やはり相談する場所ないですよ。場合によっては、宿直室の和室なんかを使って相談をしているとか、そういうものもあります。ですから、これは今、村長言われるように、本当に早急に対応していただきたいなというふうに思います。

それとあわせて、これ以前にも6番議員からも話し出たと思うんですけども、屋外のトイレ、このトイレについても、やはり相談室と一緒に考えるべきではないかと思えます。これは、多目的トイレだと思いますけれども、いわゆる身体障がいの方は、なかなか庁内に上がってのトイレの使用というのは難しいと思えますので、そのまま下足のまま行けるような多目的トイレ、普通のトイレの設置なども早急に対応すべきだというふうに申しつけて、次の項目に入りたいと思えます。

今、相談の話なんですけれども、いわゆる相談対応される職員、窓口対応される職員は、講習や特別教育など、これを行っているのかどうなのか、それを伺いたいです。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

窓口対応する職員が講習や特別教育を受けているかということでございますが、現在、窓口対応している福祉課担当職員は、事務的な知識というものはもちろん有しておりますけれども、障がい者福祉に関する専門的な知識というようなこととなりますと、残念ながらまだそういったものを身につける講習等、あるいは特別教育等は受けておりません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。窓口で対応される職員の方、講習や特別教育、専門的な教育は受けていないということで今理解をしたんですけれども、私はやはりこれは職員に対する教育は必要だというふうに思います。今の対応が悪いとかじゃないんです。窓口に来られた方に対して、いわゆる専門的な知識を持っている職員が対応することによって、窓口に来られた方の負担軽減、そして何よりも具体的な相談に、相談者に寄り添った内容にするためにも、やはり必ず必要ではないかというふうに考えるわけでありませう。

これ、職員管理に関しては総務課長なのかなと思うんですけれども、こういった専門的な講習や特別教育を行う計画や考えはあるかないか、伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

総務課のほうでも、研修費として予算は確保しておりますが、各課でも予算確保しておりますので、研修が必要ということであれば、それに関しましてはどんどん研修に出したいとは思っております。もちろん、予算がなければ、補正をかけてでもというので、専門研修としましては東京のNOMA研修、そういったところがかなり専門的な研修しておりますが、どちらかといいますと、本当に行政の事務関係の研修が多いものですから、専門的な研修ということであれば、これからでも当たりまして、一応必要な研修はさせたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま総務課長のほうから、研修を受けさせたいということで理解をしたいと思ひます。

研修を受けるに当たっては、窓口職員が研修に行くときからいなくなってしまうということで、その辺の補充なんかも十分に考えていただきたいなというふうに思ひます。

あとは、担当課長に言ひたいのは、福祉係ね、いろんな業務やっていますよね、国保から障がいから地域福祉とか、そういったもので職員のスキルアップも課内で図っていただきたいなというふうに思ひます。

もう一つ、窓口に来られた方に対して、いわゆる専門的な知識を有する保健師などの連携についてはどのようなお考えなのか、この部分についてもさらにお示しください。伺ひたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 窓口に来られた方に対して、専門的知識を有する保健師との連携についてお答えをいたします。

保健師との連携につきましては、主に保健師と福祉課担当者が定期的な連絡を取り合いまして、情報の共有をすること、これが基本となっております。窓口に来られた方との相談内容や支援の内容を事後報告にはなりますが、保健師のほうに情報提供して、状況によっては関係機関が集まるケース会議等を開くこともございます。基本的にこのような対応となっております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。11番上田秀人君の一般質問をお許しします。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 窓口に来られた方に対して専門的知識を有する保健師などの連携についてどのような対応とられているのか伺いますということで聞いたんですけども、ただいまの答弁を聞いていますと、事後報告というのが、最後の言葉でちょっと引っかけたんです。

それで、そうですね、窓口には、福祉課には保健師は配置になっていないということで、必要に応じた電話とかで連絡を取り合っているのかなというふうにも思うんですけども、私はやはりこれはリアルタイムでの対応が必要じゃないかと思うんです。あとは、顔を合わせての対面での相談もやはり必要ではないかというふうに考えます。

さらに、ちょっと話はずれますけれども、福祉課の業務の内容などを考えると、いわゆる特定健診、国保の関係でやって特定健診ね、これは福祉課の対応ですよ。あとは、後期高齢者の関係もありますよね。ということは、後期高齢者ということは高齢者の方も窓口にも来られる、そういった場合のいわゆる投薬指導、健康相談、もろもろの相談活動、こういったのも必要になってくるというふうに思うんですよ。

そういったことを総合的に考えますと、やはり福祉課にも保健師の配置が必要ではないかというふうに考えるんですけども、実際に今担当している課長としては、保健師がいるほうがいいのか、いなくても大丈夫なのか、まず担当課の課長の考えを伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

確かに、専門的な知識を有する方が窓口にいたほうが、相談される方にとってもと

でも安心な状態で相談が受けられるということで、できればいてほしいというふうに考えているところがございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、担当課長のほうからも、やはり保健師というのはいたほうがいいということで、これに関して、総務課長、人事の関係でどのような配置をお考えになるのか、今後、どういう対応を考えられるのか、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

以前にも、たしかこの話はいただいたことがあるかと思うんですけども、保健師の配置ということで、先ほどの研修との関連もあるのかなと思います。やはり専門的な知識、直接窓口で住民の方に接して、直接お話をするというのも必要かとも思われますので、その辺は検討しまして、配置できるものについては配置を考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。玉虫色の答弁というんですかね。相談できるまずスペースを確保してくださいよと、そのスペースができたことによって、より具体的に相談ができるわけですね。ですから、これは並行して早急に対応すべきだというふうに思います。もう一度重ねて聞きます。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

スペース等を考えまして、早急な検討を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。早急に検討するというので、検討していただける分、前進なのかなというふうに思います。ただ、事はね、本当にもう急いで来ているというふうに私は理解をします。

先ほども担当課長からお話がありましたように、年間で1,300件ほどの相談者の方がいらっしゃっているとか、あと専門的なお話になると、もう100件を超えるような内容になってきているということで、これは早急に対応すべきだなというふうに申しつけて、次の質問に入りたいと思います。

質問の3点目といたしまして、マイナンバー制度についてということで伺いたいと思います。

このマイナンバー制度については、以前から私は、個人情報が出回る危険性や、そもそもその目的が不透明だということを指摘してきた経緯がございます。これは、いわゆる国による国民を監視するための一つのツール、制度ではないかということも指摘をしてきたわけがございます。

今回、このマイナンバー制度については、伺いたいことについては、現在、住民税

の特別徴収に係ることです。現在、各事業者に対して、住民税の特別徴収通知書が送付されているというふうに聞いています。この通知書にマイナンバーが記載されて送付されたら、される予定だと、何かいろんな話が聞こえてくるんですけども、村においてはどのような状況になっているのか、まずそこからお示してください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 11番上田議員のご質問にお答えします。

住民税の特別徴収の通知につきましては、5月12日付で各事業所のほうに、マイナンバーを記載して通知いたしております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。5月12日付で送付をしていると、マイナンバーを記載したものを送付したということで今、答弁いただいたんですけども、その送付を受けた事業者、いわゆる雇い主ですよね。個人情報保護法の規定で、個人情報取得事業者というふうになりますよね、それを受け取った段階でね。その個人情報取得業者となったときに、取得経路ごとに特定する、そして取得した個人番号の利用目的を特定して、さらに本人に通知または公表するというふうになっていますよね、これ法のもとにね。

このことは、本年の3月に村にも総務省から通知があったというふうに理解しております。村は、特別徴収義務者、いわゆる雇い主のほうに対して、これを周知しなければならないというふうに総務省から連絡が入っていたと思うんですけども、当時、課長じゃなかったんだね。3月は違うんだね、税務課長じゃなかったんだね。もしそのことがわかるのであれば伺いたいんですけども、そういった特別徴収義務者に対してその利用目的を特定し、その本人に通知または公表したのかどうなのか、それを行ったのかどうなのか、伺いたいんですけども、もしわかるのであればお答えください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

特別徴収義務者、事業所のほうには何度か事前に、特別徴収の実際のご案内というような形で、いろんな通知をするようにと。総務省のほうからも、いろいろ記載例等、「特別徴収義務者の方へ」というようなご案内ということがあり、その中でしているものと私のほうは理解しております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 周知を行ったというふうに理解をしているというふうに今お答えいただいたんですけども、これは理解しているということで本当にいいのかなと私は思うんです。いわゆるこのマイナンバーというのは、非常に大きな情報が含まれますよね。個人情報取得事業者は、いわゆる法の下に、取得した個人番号の情報について、適正に管理を行っているのかどうなのか、村は管理する必要があるのではないかというふうに考えるんですけども、その辺についてはいかががお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

確かに、マイナンバーのついたこちらの通知書の管理につきましては、総務省のほうからも、いわゆる管理するよというよという形で通知があったわけですが、どのような形でという形で、具体的なこちらのほうでは説明まではいたしておりませんので、あと「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」というようなものが出ておまして、それに基づいてやってくださいというよという形となっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、担当課長が苦しい答弁だと思うんですけども、実はそのとおりなんですよね。これ、いわゆる特定個人情報の提供とか、特定個人情報の提供の制限とか、いろいろ法律がありますけれども、保護法ですか。これを読んでいると、本当にこれ曖昧だと思えないんです。

唯一この中で該当してくる条項というのが、安全管理措置ということで、個人情報の保護に関する法律の第20条で、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と、非常にこれ曖昧なんですよね。こういう曖昧の中で、このマイナンバーが今世の中を動き回っちゃっている。本人が十分に理解していない、個人情報取扱事業者の方も十分に理解していないままに、こういうふうに、やられてしまっているのが今の状況ではないかというふう思うんです。

そういった中で、今申し上げましたように、個人情報取得事業者は、送付されてきた個人番号の適正な管理や個人への通知、負担などが発生してきますよね。これはやらなければならないといなっていますから。しかしながら、曖昧ですけども、このような負担がかかる中で、事業者が望まない、本人も十分に理解できていないような状況で、なぜ番号を記載した通知書を送付するのか。

事業者は、場合によってはこれ、処罰の対象にもね。この曖昧な法律に縛られながら、先ほど申し上げたように、なくしたり、漏らしてしまったりしたら、処罰の対象にもなり得るようなそういった部分もございます。そういった中で、なぜ番号を記載した通知書を送付したのか、その理由についてもお示してください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

こちらのほうの通知に関しましては、地方税法の第43条の中で、市町村は、総務省令で定める様式に準じて、特別徴収税額通知を作成することとされておまして、この総務省令というのは地方税法施行規則ということになっております。こちらのほうが平成27年10月29日の改正になりまして、マイナンバーを記載するというよということになっております。

そしてまた、いわゆるマイナンバー法（個人番号法）の19条第1項の規定によりまして、本人が事業者に対して個人番号を提供したか否かというのが要件とされてはなくて、全て個人番号利用の事務を処理するために必要な限度ということで事業者

通知するということになっておりますので、そちらのほうで今回通知させていただいたものでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 地方税法のもとに番号をつけて送付をしたということなんですけれども、これは5月12日に送付したと先ほど答弁いただきましたけれども、全てのいわゆる事業者のほうに送付をしたのかどうなのか、そこをもう一回確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

西郷村では当然、今回5月12日付で特別徴収義務者ということで、1,881事業所といいますか件ですね、そちらについてご通知差し上げたところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 西郷村では送付したということで理解しますが、これはほかの自治体の話を聞きますと、番号を黒塗りで塗り潰して、いわゆるのり弁状態みたいになって送付したという事例もあるそうなんです。

というのは、一番怖いのは、やはり先ほども申し上げましたように、情報の漏えいです、流出ですよ。これは、その通知書を普通郵便で送付しているというふうに聞いているんです。まず、そこもちょっと確認したいんですけれども、これ普通郵便で送付しているんですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えします。

普通郵便で送付させていただきました。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 普通郵便で送付したというふうな今、答弁でいただきました。

これ、万が一誤配送がね、間違った配送が発生した場合に情報が流出した場合、誰が責任をとるんですか。これは郵便屋さんですか、それとも送り主、どうなんですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

今回の普通郵便ということで、郵便事業者、郵便局のほうに責任という形ではできないと。当然、簡易書留、書留等で送れば、そちらのほうの賠償責任と、そういうのも出てきますが、普通郵便のほうではないので、当然何かあったときには、村のほうということになるかと思えます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 責任の所在が曖昧ですよ。ましてや、ほかの自治体のお話を聞いていると、まだ送付前のもに関しては、先ほど言いましたように黒く塗り潰して、いわゆるのり弁状態で送付したと、そういう対応をとったところもございまして、ですから、そういう状態で送付しても、別に問題ないものだなというふうに思

います。しかしながら、村では全て送付してしまったということなので、送ってしまったものはもう取り返せないというふうに思います。

この通知書への今後の番号の記載はやめるべきだなというふうに私は考えます。何度も申し上げますけれども、一度流出した情報というのは取り戻せない。番号を変えれば済むんじゃないかというお考えもありますけれども、その番号で取得したいろいろな情報というのはもう取り戻せないんだということを十分に認識をしていただいて、通知書への今後の番号の記載はやめるべきだというふうに考えますけれども、最後に課長の考えを伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

国のほうから、マイナンバー入れて通知するようと言われている以上、村としましても、そちらに基づいてやらないと法令違反という形になるかと思えます。その中で、事業者の方がどうしてもそういう番号のものを受け取りたくないというような場合があった場合には、個々対応させていただいて、実際に特別徴収事務が行っていたような措置はそれぞれとっていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。法令に違反するという考えが今示されましたけれども、事業者、また個人の方が記載しないでくれということと言われれば記載しないということでもよろしいですか。そこをもう一回確認します。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

事業所のほうが記載しないでくれという形で、それを受けてやるという形ではなくて、一旦原本自体は作成します。それで、どうしても事務処理上見たくないといったときに、事務処理これではできないからということで、特別に副本といいますか、そういう形で番号を消してやるような対応でやっていただきたいと思いますと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 税務課で管理する全てのものから番号を消せと言っているんじゃないんです。番号を記載したものを郵送すると言っている。それは法令で決まっているんだということだったので、受け取る側が、事業者のほうに嫌ですよ、それは要らないですよと言った場合、あとは番号を記載される個人の方が記載しないでくださいと言った場合には、その番号を黒塗りで消して送付してくれるんですかということは今確認しているんですけども、私の聞き方がちょっと悪かったかな、もう一度伺います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 今おっしゃるとおり、原本をお預かりして、消してお送りするという形もとりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。そういう対応もとれますということ、事業者、また

個人の方に私は十分に説明をすべきだなというふうに思います。本人たちが知らないうちに、自分の番号がやりとりをされてしまう。先ほどの答弁にありましたように、書留を使うとかいろんな方法を考えられるかもしれませんが、直接渡した場合でも、万が一の場合流出する可能性があるんだということを十分に認識していただきたいです。

そのことを十分に認識していただいて、今、私が言ったように、事業者の方、個人の方にきちんと説明をしていただいて、次回からきちっとした対応をとっていただきたいと申しつけて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○11番（上田秀人君） 答弁結構です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月19日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時42分）

